厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和８年 11 月 24 日（火）
【照会先】
秋田労働局雇用環境・均等室
室　　長　　斉藤　恵
指 導 係　　嶋田　鈴菜
（電話）０１８（８６２）６６８４

12 月は『ハラスメント撲滅月間』です！「特別相談窓口」を設置します

～職場における各種ハラスメントについてご相談ください～

厚生労働省では、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進しております。

この月間中、秋田労働局（局長　千葉 裕子）では、「特別相談窓口」を設置し、職場における各種ハラスメントの相談に対応いたします。

記

１　相談内容

職場における各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業に関するハラスメント、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント）及びフリーランスに対して行われる業務委託におけるハラスメント等に関する相談を受け付けます。

２　窓口設置場所

秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王七丁目１－３　秋田合同庁舎４階
電話番号　０１８－８６２－６６８４
※各労働基準監督署内に設置しております『総合労働相談コーナー』においても職場におけるいじめ・嫌がらせ等に関する相談は随時受け付けております。

３　開設時間等

８時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日・年末年始を除く）